

藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則の制定について
藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則を次のように定める。

2014年（平成26年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2014年（平成26年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例を施行することに伴い、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年藤沢市条例第 号）第8条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則を制定する必要による。

藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 阪井 祐 基 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年藤沢市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第2条第1号の学校教職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 藤沢市立小学校、中学校又は特別支援学校の校長
- (2) 藤沢市立小学校、中学校又は特別支援学校の教頭、総括教諭、教諭または養護教諭

(部会)

第3条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は，教育部教育指導課において総括し，及び処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。